

## 国産飼料増産対策事業実施に係る運用について

18 生 畜 第 101 号  
平成 18 年 4 月 19 日  
農 林 水 産 省 生 産 局  
畜産部畜産振興課長通知

改正	平成20年 8 月 1 日	20生畜第 819号
改正	平成21年 6 月 23日	21生畜第 637号
改正	平成22年 4 月 26日	22生畜第 300号
改正	平成23年 3 月 18日	22生畜第2384号
改正	平成23年 7 月 1日	23生畜第 675号
改正	平成23年12月20日	23生畜第1637号
改正	平成24年 4 月 6 日	24生畜第 38号
改正	平成26年 4 月 1 日	25畜生第2180号
改正	平成27年 4 月 9 日	26畜生第2025号
改正	平成28年 4 月 1 日	27畜生第2064号
改正	平成29年 3 月 31日	28畜生第1623号
最終改正	平成30年 4 月 1 日	29畜生第2444号

国産飼料増産対策事業実施に当たっては、国産飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。））、国産飼料増産対策事業費補助金等交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4389 号農林水産事務次官依命通知（以下「交付要綱」という。））、国産飼料増産対策事業実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局長通知（以下「実施要領」という。））に定めるもののほか、この運用通知に定めるところによるものとする。

### 第 1 事業内容について

#### 1 飼料生産組織機能高度化

(1) 本運用において、飼料生産組織の機能高度化のための取組については、以下の略称で示すものとする。

- ・ 飼料生産組織機能高度化推進（略称：高度化推進）
- ・ 飼料生産作業の集積による飼料生産機能高度化（略称：作業集積）
- ・ 自給飼料生産が困難な地域への飼料供給機能の高度化（略称：飼料供給）
- ・ 地域の粗飼料生産基盤を最大限に活用するための草地コンサルタント機能の高度化（略称：コンサル）
- ・ 他の飼料生産組織との連携による機能の高度化（略称：組織連携）

(2) 本事業の助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、「作業集積」及び「供給機能」の取組にかかる生産資材のうち、

- ・ 助成対象以外の作業で利用したもの
- ・ 事業実施年度内に使用できなかったもの

がある場合には、作業日誌や物品受け払い簿等により助成対象経費と助成対象外経費が按分等の方式により明確に区分できる場合のみ当該生産資材を助成の対象とする。(費用の按分等を行う場合は、按分の計算がわかる資料を整理すること。)

## 2 高栄養粗飼料作物増産対策

(1) 実施要領別紙2の第1の2の(2)及び(3)に関連する作業のうち、以下の作業については受託でなくてよい。

① 高エネルギー飼料作物収穫作業ラッピング作業、運搬作業又はサイロへの積み込み作業。

② 高エネルギー飼料作物調製・供給作業

収穫作業、ほ場からTMRセンター施設まで及びTMRセンター施設から農家までの運搬作業。

(2) 助成額の算出

助成額の算出は以下の方法により行う。なお、合計面積の単位はヘクタールとし、小数点第3位以下を切り捨てることとする。

助成額(千円) =  $\Sigma$  (前年度に比べ拡大した各作業ごとの実績の合計面積(ha) × 各作業ごとの助成単価)

(3) 助成対象

実施要領別紙2の第1の2に定める「助成対象」の受託作業は、採択された年度中に作業を完了させることとする。ただし、「高エネルギー飼料作物調製・供給作業」については、採択年度に収穫した高エネルギー飼料作物を原料としたTMRの供給先及び供給期間など具体的な計画が定められており、当該計画を実行する誓約書が提出される等、収穫した飼料作物が確実に供給されることが担保されている場合には、収穫作業が終了した年度に助成することができるものとする。

また、「高エネルギー飼料作物調製・供給作業」については、前年度に比して拡大した高エネルギー飼料作物の収穫作業面積に対する調製・供給作業とする。

(4) 前年度の受託作業面積

前年度の受託作業面積については、事業実施主体が過去に本事業による助成を受けている場合、事業初年度から前年度までの受託作業面積のうち、最も大きな値とする。

### 3 肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型

(1) 実施要領別紙3の第2の1の放牧利用推進計画の策定にあつては、以下のとおりとする。

#### ① 肉用牛放牧

ア 新たに放牧に取り組む場合には、基準年の放牧頭数を0として、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とするものとする。

イ 放牧の規模拡大を行う場合には、基準年度を事業実施初年度の前年度として、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とするものとする。

#### ② 放牧酪農

ア 基準年度を事業実施初年度の前年度として、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とするものとする。なお、事業を継続して実施する場合においては、事業実施初年度の前年度を基準年とするものとする。

イ 放牧酪農にあつては、事業実施年度の計画が事業実施要領別紙3第2の(2)を満たしているものとする。

(2) 実施要領別紙3の第2の2の(3)取組にあつては、放牧の実施期間中にいずれかの取組を行うものとする。

(3) 実施要領別紙3の第2の2の(4)の地域内一貫体制の構築については、以下のとおりとする。

① 地域一貫体制の構築にあつては、都道府県、市町村、関係団体、繁殖農家、肥育農家等と連携して推進体制の構築に努めるものとする。

② 地域内一貫体制の範囲は、都道府県内をその範囲とする。

③ 地域内一貫体制とは、生産された子牛等を地域内で肥育・保留を行う計画を策定し、地域内一貫体制に向けた取組を行うものとする。

(4) 実施要領別紙3の第2の4の放牧牛(繁殖雌牛)導入にあつては、同項に規定するほか、以下のとおりとする。

放牧牛(繁殖雌牛)の導入にあつては、耐用年数以内のものとする。

(5) 実施要領別紙3の第2の4の(1)の⑤については、次の事業による繁殖雌牛の導入、保留、増頭及びその他の補助金の交付を受けていないこと。

① 東日本大震災農業生産対策交付金のうち家畜改良体制再構築支援(高能力種畜の導入支援)

② 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業のうち公共牧場活用生産基盤強化支援事業(肉用繁殖雌牛の導入)

③ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)

④ 原子力被災12市町村農業者支援事業

⑤ 肉用牛経営安定対策補完事業のうち、

ア 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業のうち中核的担い手育成増頭推進

イ 肉用牛流通促進対策事業のうち肉用子牛安定供給対策

ウ 災害緊急支援対策事業

(6) 実施要領別紙3の第2の5の放牧地の簡易整備については、裸地化、強害雑草の混入又は病害虫の発生の部分について、事業実施主体の他、第三者等の判断により、その割合が3割を占める放牧地を対象とすることができるものとする。

### 4 国産濃厚飼料生産利用推進(生産・利用体制構築)

(1) 実施要領別紙4の第3の1の推進体制については、本事業の円滑な推進体制を構築するため、関係機関等と連携した推進体制の構築に努め推進すること。

(2) 実施要領別紙4の第3の2の国産濃厚飼料生産利用推進計画の策定にあつては、

以下のとおりとする。

- ① 国産濃厚飼料の増産を行う場合には、基準年度を事業実施年度の前年度として、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とするものとする。
  - ② 新たに国産濃厚飼料の生産に取り組む場合には、基準年の作付面積を0として、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度として、目標年度の作付面積が北海道においては1ha以上、都府県においては0.5ha以上の作付面積とすることとする。
  - ③ 基準年以前の作付における課題解決のための、新たな作付方法等の実証等を行う場合には、目標年度までに行う計画であることとする。
- (3) 実施要領別紙4の第3の4の取組については、本補助金の使用の有無を問わず実施することを必須とする。
- (4) 実施要領別紙4の第3の5の生産・利用技術体系構築等の実施にあつては、次のとおりとする。
- 本実証については、実証に必要な面積の根拠等を確実に確認することにより、本実証に必要な最小限度の補助等を行うこととする。

## 5 その他

### (1) 所属団体による支援

本事業を実施するに当たっては、1から4の事業実施主体が所属する農業協同組合、農業協同組合連合会等の団体（以下、「所属団体」という。）は、事業実施主体が行う事業実施手続及び実績報告等の取りまとめ及び必要な書類の整備等について、事業実施主体に代わって行う（又は補助する）ことができるものとする。

## 第2 事業実績報告

事業実績報告にあつての手続は、実施要綱、交付要綱、実施要領に定める他、次に定めるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、事業実績報告書（交付要綱別記様式第6号）を地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下同じ。）長に提出する際、各取組にかかる経費の根拠となる支払区分ごとの内訳を記載した資料（総括表、一覧表等）及び根拠資料（受領書の写し、帳簿の写し等）を添付するものとする。なお、「作業集積」は取組面積（事業実施年度における作業集積の増加分がわかるもの）、「飼料供給」は供給量（事業実施年度における飼料供給の増加分がわかるもの）の総括表も添付すること。）
  - 2 飼料生産機能高度化及び高栄養粗飼料増産対策に取り組む事業実施主体は、作業を行うほ場の面積を土地登記簿、農地基本台帳、過去に行われたほ場整備事業による実測結果、経営所得安定対策の営農計画書等の公的な資料等により確認するものとする。
  - 3 地方農政局は、必要に応じて事業の実施状況の確認を行うものとする。なお、確認の方法については、以下の資料により行うことから、事業実施主体は、これらの資料を整備し、地方農政局の求めに応じ、即座に対応できる体制を整備することとする。
- (1) 飼料生産組織機能高度化
- 助成対象経費に対する領収書（内訳を含む）を取得・保管していること及び事

業に係る経費が他の経費と区分経理されていることを確認。この他、各取組については、以下により確認。

① 高度化推進

- ・ 実施内容ごとに実施状況が整理されていることを確認。

② 飼料生産組織の機能高度化のための取組

ア 作業集積

- ・ 前年度と本年度の取組面積が確認できる書類（作業日誌、作業受委託契約書、受払伝票等）により、拡大した面積を確認。
- ・ 作業日誌、農作業用資材の受払簿等により、作業集積面積（拡大分）に要した農作業用資材の量を確認。
- ・ 作業日誌等により、農作業機械のレンタル期間と助成対象作業期間の整合性を確認。

イ 供給機能

- ・ 前年度と本年度の国産流通粗飼料の供給量が確認できる書類（作業日誌、受払伝票等）により、拡大した国産流通粗飼料の量を確認。
- ・ 作業日誌、受払簿等により、作業集積面積（拡大分）に要した農作業用資材の量を確認。
- ・ 作業日誌等により、農作業機械のレンタル期間と助成対象作業期間の整合性を確認。

ウ コンサル

- ・ 実施内容ごとに実施状況が整理されていることを確認。

エ 組織連携

- ・ 実施内容ごとに実施状況が整理されていることを確認。

(2) 高栄養粗飼料増産対策

① 高エネルギー飼料作物作付け作業及び高エネルギー飼料作物収穫作業は、前年度と本年度の作業受委託契約書、作業日誌、受託作業料金の請求書・受領書等及び受払い伝票等により拡大した面積を確認。

② 高エネルギー飼料作物調製・供給作業は、前年度と本年度の作業受委託契約書、作業管理簿等により面積及び収量の確認を行うとともに、飼料分析に基づいた飼料設計書、TMRの飼料分析結果に係る書類、TMRの調製状況を確認できる日誌及びTMR製品の供給受払い状況の分かる帳簿等により、TMRの調製・供給を拡大した面積を確認。

③ 高タンパク質マメ科牧草追播作業は、本年度に実施した作業受委託契約書、作業日誌、受託作業料金の請求書、受領書等並びに受払い伝票等及びマメ科牧草等の購入伝票等により面積を確認。

(3) 肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型

① 放牧利用推進計画に基づいた放牧の取組の確認

- ・ 放牧面積については、農地基本台帳などとの突合を行うことにより確認。
- ・ 放牧頭数については、放牧牛管理台帳などにより確認。
- ・ 放牧戸数及び放牧日数等については、放牧日誌等により確認。

- ・ 放牧の実態について、写真等により放牧されていることを確認。
- ② 補助金の支出明細等の確認
  - ・ 事業に係る経費については、他の経費と区分経理されていることを確認。
  - ・ 事業に係る支出明細が作成されていること、支出の内容が実績報告書の内容と合致していることを確認。
- ③ 放牧の取組内容の地域への波及及び周辺地域への波及
  - ・ 取組を行った際に作成した会議議事録、パンフレット、現地研修会資料、機関誌等への投稿資料等により確認。
- ④ 地域内一貫体制の構築を図るための取組
  - ・ 地域内一貫体制の構築を図るための取組計画に対する実績等において取組内容を確認。
- ⑤ 事業実施状況の確認
  - ・ 放牧利用推進については、実施内容ごとに実施状況が整理されていることを確認。
  - ・ 放牧牛（繁殖雌牛）導入については、管理台帳、管理規定が整備されていることを確認。
  - ・ 放牧条件整備については、台帳等により整理した品目が整理されていること、整備に要する価格の適正性を確認。
- (4) 国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）
  - ① 国産濃厚飼料生産利用推進計画に基づいた国産濃厚飼料生産利用の取組の確認
    - ・ 作付面積については、農地基本台帳等との突合により確認。
    - ・ 単収については、収穫台帳、販売伝票、トラックスケール等により収穫量を確認。
    - ・ 生産コストについては、購入伝票、資産台帳、作付台帳等により確認。
    - ・ 国産濃厚飼料生産利用技術の実証については、実証実施設計書、実証成果集、実証時の写真等により確認。
  - ② 補助金の支出明細等の確認
    - ・ 事業に係る経費については、他の経費と区分経理されていることを確認。
    - ・ 事業に係る支出明細が作成されていること、支出の内容が実績報告書の内容と合致していることを確認。
  - ③ 国産濃厚飼料生産利用推進の取組内容の地域への波及及び周辺地域への波及
    - ・ 取組を行った際に作成した会議議事録、パンフレット、現地研修会資料、機関誌等への投稿資料等により確認。
- (5) 事業実施計画の変更は、原則として事業実績報告書の提出後は認めない。

### 第3 優先採択

実施要領別紙3の第7については、新たに肉用牛放牧又は放牧酪農に取組事業実施主体に対し優先配分を行うこととし、基準年に対し、目標年の達成度合が高い順に配分することとする。

#### 第4 自然災害等の発生時における取扱い

自然災害等により事業の要件を満たすことができなかつた場合については、以下の全ての条件を満たし、かつ、事業実施主体が地方農政局を通じて農林水産省生産局畜産部飼料課長（以下、「飼料課長」という。）に個別に協議し、やむを得ないと判断された場合は、要件を満たす取組が行われたものとみなして取り扱う。

- 1 自然災害等によるものであることが客観的な書類で確認できること。
- 2 当該自然災害等の発生以前においては、要件を満たす取組が行われていたことが確認できること。

#### 附則（平成22年4月26日付け22生畜第300号）

- 1 本運用については、平成22年4月26日から適用する。
- 2 この通知による改正前の運用通知に基づき、平成21年度までに採択した事業については、なお、従前の例により取り扱う。

#### 附則（平成23年3月18日付け22生畜第2384号）

この改正は平成22年4月26日から適用する。

#### 附則（平成23年7月1日付け23生畜第675号）

- 1 この改正は平成23年4月1日から適用する。
- 2 本運用の本文中「地方農政事務所」は、農林水産省設置法（平成11年7月16日法律第98号）の一部改正の（平成23年9月1日）施行後は「地域センター」（北海道農政事務所を除く）に改める。

#### 附則（平成23年12月20日付け23生畜第1637号）

- 1 この改正は平成23年12月20日の採択から適用する。
- 2 本運用第3の（1）の優先採択の対象には、平成23年度に継続となる者の平成22年度採択面積を含まない。

#### 附則（平成24年4月6日付け24生畜第38号）

- 1 この改正は平成24年4月6日から適用する。

#### 附則（平成26年4月1日付け26生畜第2180号）

- 1 この改正は平成26年4月1日から適用する。

#### 附則（平成27年4月9日付け26生畜第2025号）

- 1 この改正は平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附則（平成28年4月1日付け27生畜第2064号）

- 1 この改正は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附則（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 生畜第 1623 号）

- 1 この改正は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附則（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 生畜第 2444 号）

- 1 この改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。